

公 示 日：2026 年 9 月 2 日（水）

調達管理番号：26a00380

国 名：パナマ国

担 当 部 署：地球環境部森林・自然環境保全グループ自然環境保全第二チーム

調 達 件 名：パナマ国持続的環境開発センター研修・研究能力強化専門家（現地滞在型）

適用される契約約款：

- ・「事業実施・支援業務用（現地滞在型）」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付、期間等

- （１） 担当業務 ： 持続的環境開発センター研修・研究能力強化専門家
- （２） 格 付 ： 2 号
- （３） 業務の種類： 専門家業務
- （４） 在勤地： リオアト市（コクレ県）
- （５） 契約履行期間（予定）： 2026 年 11 月上旬から 2028 年 2 月上旬
- （６） 渡航期間： 2027 年 1 月中旬から 2028 年 1 月下旬予定
- （７） 業務量の目途： 13 人月

2. 業務の背景

パナマ共和国（以下、「パナマ」とする。）は、南北アメリカ大陸を結ぶ地峡部に位置し、太平洋及び大西洋の両洋に挟まれた特殊な地理的条件を有することから、極めて多様で複雑な生態系と豊かな生物多様性を擁する、学術的にも国際的にも重要な国として知られている。パナマは世界的にも森林被覆率の高い国の一つであり、2021 年時点における総森林面積は 51,173.64 平方キロメートルで、国土の約 68%を占めている。

2024 年に発表された「国が決定する貢献（Nationally Determined Contribution。以下、「NDC」とする。）」によれば、政府の積極的な森林保全政策により、2012 年から 2021 年の間に総森林面積は約 3%増加しており、温室効果ガスの排出量を吸収量が上回る「カーボン・ネガティブ国」として、世界 8 か国の一つに位置付けられている。

一方で、同国は気候変動の影響に対して脆弱性を有しており、洪水、干ばつ、海面上昇等の影響が顕在化している。特に、洪水による地滑り被害や干ばつによる農作物収量の減少は、食料安全保障の悪化を招く要因となっている。実際に、カリブ海沿岸の先住民自治区に位置するサン・ブラス諸島では、海面上昇による居住地の消失により、住民が移転を余儀なくされるなど、気候変動が地域社会に深刻な影響を及ぼしている。

このような背景の下、パナマ政府は、森林保全及び持続可能な森林管理を気候変動対策及び国土のレジリエンス強化に向けた重要な国家戦略の一つと位置付け、関連する制度整備、人材育成及び実施体制の強化に取り組んでいる。しかしながら、森林分野における政策実施能力や技術的人材の不足、科学的知見に基づく意思決定の強化等が課題として指摘されている。

これらの課題を踏まえ、パナマ政府は、森林分野における政策立案・実施能力の向上及び気候変動対策と連動した持続可能な森林管理の推進に向け、技術的助言及び能力強化を行うための支援を要請した。

なお、「案件概要表」は別紙1のとおり。

3. 期待される成果

本専門家は、別途派遣される短期専門家と協働して活動を計画・実施することを通じ、案件全体の成果の発現を目指す。本専門家に期待される成果は以下の通り。

- ・ 成果 1：持続的環境開発センター（Centro de Desarrollo Sostenible Ambiental。以下、「CEDESAM」とする。）の組織管理能力が強化（組織運営機能の改善）される
- ・ 成果 2： CEDESAM を含む環境省職員の森林管理に関する技術能力が強化される
- ・ 成果 3： 森林局と CEDESAM が実施した活動の成果を広めるための CEDESAM の能力が強化される

またその他事業マネジメントに関し、本専門家に期待される成果は以下の通り。

- ・ プロジェクト関係者間の意思疎通が円滑に図られ、PO (Plan of Operation) を基に投入（日本側の投入のみならず、カウンターパートの配置、ローカルコスト予算などの先方の投入）が計画的に執行され、案件の活動が計画通りに実施される。
- ・ 進捗状況に対応した各種報告書が延滞なく提出される。

- ・ JICA 本部及びパナマ事務所と密にコミュニケーションを取りながら、短期専門家とも連携・協力し、活動計画が作成・改訂される。
- ・ 日本側の事務、会計、庶務が規則通りにかつ効果的に行われる。

4. 業務の内容

本専門家は、主に以下の業務を行う。

【アドバイザー業務】

- ① CEDESAM の森林・林業・農業に係る情報収集を行い、現場にて上記の成果 1 から成果 3 の活動をカウンターパート (Counterpart。以下、「C/P」とする。) と実施しながら課題を把握し、それらの課題について、技術的な指導・助言を行う¹。
- ② 進捗管理を通じて判明する課題や外部条件の変化等に対して、課題を分析し、C/P や短期専門家等の関係者と密に議論をしたうえで、課題への対処、柔軟な計画変更 (年間活動計画) の提案、計画の修正等を行う。
- ③ その他、効果的かつ効率的なプロジェクト実施に必要な取り組みや働きかけを、JICA (本部・事務所) 及び他の専門家等と適宜相談しながら推進する。
- ④ 案件の成果に関して、環境省森林局との連携を通じパナマ国内外において本案件で得られた知見の発信や共有を行う。また、他の開発パートナーや大学等の研究機関との密な情報交換を通じ、効果的な連携手法を検討し、実施する²。
- ⑤ 案件終了後も案件の成果が持続されるための実施体制等を C/P と議論した上で、環境省森林局へ提案等を行う。

【事業マネジメント業務】

- ① アドバイザー業務の成果達成及び活動の円滑な進捗の為、短期専門家等の関係者と連携・協力しながら運営管理業務を行う。
- ② 年間計画 (専門家派遣・受入計画、在外事業強化費執行計画、ローカルコスト負担事業計画) の進捗状況の管理を行う。
- ③ 提出する報告書の作成業務を行う。

¹ 別紙 1 「案件概要表」に各成果に対する活動を記載している。成果1では、これまでにCEDESAMが抱えるニーズを把握し、年間活動計画等を作成した。成果2は研修計画の作成、研究基本方針の策定等を実施した。成果3においてはCEDESAMプロジェクトページの立ち上げ等を実施した。

² パナマ大学の学生と連携して研究支援、調査協力、苗畑作業支援、試験地調査等を実施している。

- ④ 各種の広報活動を通して案件の成果を積極的に宣伝する。
- ⑤ 専門家チーム（本専門家及び短期専門家）の行う技術移転に関する計画立案に関し、協議を行い、実施について支援する。
- ⑥ プロジェクトの円滑な実施に支障が生じた場合、関係機関、短期専門家と連携し、その解決にあたる。
- ⑦ 日本側チームの活動に伴う公金管理、物品管理、事務・会計・庶務を取りまとめ、その計画的な執行を図る。
- ⑧ 相手国、JICA、日本人専門家間の連絡・調整役として、JICA 事務所等と協議をしつつ活動の効率化を図る。
- ⑨ 年次計画の進行に支障となる事項(C/P の配置、相手国の予算等) に常時注意を払い、問題が生じた場合には、相手国、日本大使館、JICA 事務所等について十分に協議し、その打開策を見つけ出すとともにその解決の促進を図る。

簡易プロポーザルで特に具体的な提案を求める事項は以下の通り。

No.	提案を求める項目	業務の内容での該当箇所
1	CEDESAM の現状やこれまでの活動状況等を踏まえ、これから組織運営能力強化（成果 1）に求められる活動／取組みについて	アドバイザー業務の①
2	成果 2 の自然環境分野の技術的能力強化において、現地関係機関（大学等の研究機関）との連携について効果的と考えられる具体的な方策について	アドバイザー業務の①及び④
3	成果 2 の自然環境分野の技術的能力強化で実施される研修について、効果的な研修実施能力の向上に必要と考えられる方策について	アドバイザー業務の①

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下の通りです。

類似業務経験の分野	森林・林業や農業に係る各種業務
語学の種類	スペイン語

5. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

報告書名	提出時期	提出先	言語	形態	部数
ワーク・プラン ³	渡航開始より 3 か月以内	地球開発部(CC:パナマ事務所)	日本語	電子データ	-
		C/P 機関	スペイン語	電子データ	-
3 か月報告書	渡航開始より 3 か月ごと ⁴	国際協力調達部(CC:地球環境部、パナマ事務所)	日本語	電子データ	-
		C/P 機関	スペイン語	電子データ	-
業務完了報告書	契約履行期限末日	地球環境部(CC:国際協力調達部、パナマ事務所)	日本語	電子データ	-
		C/P 機関	スペイン語	電子データ	-

6. 業務上の特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地渡航は 2027 年 1 月中旬出発を想定していますが、公用旅券発給や受入れ確認の取付状況により前後する可能性があります。具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することとします。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本専門家に加えて、以下の短期専門家の派遣があります。

ア. 森林管理能力強化（年 3～4 回／1 か月弱程度）

³ 現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載する。以下の項目を含める。①プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）、②プロジェクト実施の基本方針、③プロジェクト実施の具体的方法、④プロジェクト実施体制（JCC の体制等を含む）、⑤PDM（指標の見直し及びベースライン設定）、⑥業務フローチャート、⑦詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure 等の活用）、⑧要員計画、⑨先方実施機関便宜供与事項、⑩その他必要事項

⁴ 個人コンサルタントの場合は、最初の報告書は、2 か月目終了後に速やかに提出する。

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部森林・自然環境保全グループから配付しますので、gegdn@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・ 持続的環境開発センター研修能力強化アドバイザー M/M (スペイン語)
- ・ 持続的環境開発センター研修能力強化アドバイザー 案件概要表
- ・ 持続的環境開発センター研修能力強化アドバイザー 年次報告書 (スペイン語)

7. 選定スケジュール

No.	項目	期限日時
1	簡易プロポーザル等の提出期限	2026年 9月 16日 12時まで
2	プレゼンテーション実施案内	2026年 10月 2日 まで
3	プレゼンテーション実施日	2026年 10月 7日9時30分～11時
4	評価結果の通知	2026年 10月 13日まで

8. 応募条件等

- (1) 参加資格のない者等：特になし
(2) 家族 帯 同：可

9. 簡易プロポーザル等提出部数、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
(2) プレゼンテーション資料提出部数 : 1 部
(3) 提出 方 法 : 国際キャリア総合情報サイト PARTNER
を通じて行います。(https://partner.jica.go.jp/)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB %E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

10. プレゼンテーションの実施方法

簡易プロポーザル評価での合格者のうち上位2者に対し、プレゼンテーションを上述の日程にて実施します。同評価も踏まえて、最終的な契約交渉順位を決定します。プレゼンテーション実施案内にて、詳細ご連絡します。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

- ・実施方法：Microsoft-Teams による（発言時カメラオンでの）実施を基本とします。
- ・一人当たり、プレゼンテーション 10 分、質疑応答 15 分を想定。
- ・使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
- ・プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。
- ・業務従事者以外の出席は認めません。
- ・原則として当方が指定した日程以外でのプレゼンテーションは実施しません。貴方の滞在地によっては、時差により深夜や早朝の時間帯での案内となる場合があります。予めご了承ください。
- ・競争参加者（個人の場合は業務従事者と同義）が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams のカメラオンでのプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、システムが不安定になる可能性があることから認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

11. 簡易プロポーザル・プレゼンテーションの評価項目及び配点

（1）業務の実施方針等：

- | | |
|-----------------|------|
| ①業務実施の基本方針、実施方法 | 36 点 |
| ②業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

（2）業務従事者の経験能力等：

- | | |
|--------------------|------|
| ①類似業務の経験 | 20 点 |
| ②語学力 | 10 点 |
| ③その他学位、資格等 | 10 点 |
| ④業務従事者によるプレゼンテーション | 20 点 |

（計 100 点）

12. 見積書作成に係る留意点

見積書は、契約交渉に間に合うよう、事前に提出をお願いします。

本公示の積算を行うにあたっては、「業務実施契約（現地滞在型）における経理処理・契約管理ガイドライン」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/resident.html>

（１） 報酬等単価

① 報酬：

家族帯同の有無		本人のみ（家族帯同無）	家族帯同有
月額（円/月）	法人	1,515,000	1,700,000
	個人	1,162,000	1,347,000

② 教育費：

就学形態		3歳～就学前	小・中学校	高等学校
月額（円/月）	日本人学校	43,000	79,500	－
	インターナショナルスクール／ 現地校		324,900	321,200

③ 住居費：1,800ドル／月

④ 航空賃（往復）：1,392,036円／人

（２） 便宜供与内容

ア) 空港送迎：到着時のみ、便宜供与あり

イ) 住居の安全：安全な住居情報の提供および住居契約前の安全確認あり

ウ) 車両借上げ：なし

エ) 通訳備上：なし

オ) 執務スペースの提供：CEDESAM内における執務スペース提供（ネット環境完備）

カ) 公用旅券：日本国籍の業務従事者／家族は公用旅券を申請

日本国籍以外の場合は当該国の一般旅券を自己手配

（３）安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA パナマ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

（４）臨時会計役の委嘱

業務に必要な経費については、JICA パナマ事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。関連するオリエンテーション（オンデマンド）の受講が必須となります。

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：経費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

（５）その他留意事項

派遣前（後）業務を委嘱する可能性があります。

以上

案件概要表

1. 案件名 (国名)

国 名： パナマ共和国 (パナマ)

案件名： (和名) 持続的環境開発センター研修能力強化アドバイザー

(英名) Advisor for Capacity Building of Environmental Sustainable Development Center

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における森林・気候変動セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

パナマ国は、南北アメリカ大陸及び太平洋・大西洋に両洋に挟まれた特殊な地理的条件下に位置していることから、複雑な生態系と豊かな生物多様性を有しており、学術的にも極めて重要な地域である国として知られている。パナマは世界的にも森林被覆率の高い国の1つと位置付けられており、総森林面積は 2021 年時点で 51,173.64 平方キロメートル、国土の 68%を占めている。2024 年に発表された「国が決定する貢献⁵ (NDC)」によると、パナマ政府の積極的な政策により 2012 年から 2021 年の間に総森林面積は 3%上昇しており、温暖化ガスの排出量が吸収量を下回る「カーボンネガティブ国」世界 8 か国中の 1 か国であることも確認されている。同政府は、気候変動対策にかかる国家政策や取り組みを実施し、国際場裏でのリーダーシップ確保と炭素市場創設等の経済的便益を推進している一方で、洪水や干ばつ、海水上昇など気温上昇等の影響は深刻であり、地域によっては、自然災害・気候変動リスクに対して非常に脆弱なエリアもある。このため、洪水による地滑り災害や干ばつ等の影響による農作物収穫減も予想されており、食糧安全保障の悪化も危惧されている。実際に、カリブ海の先住民自治区に位置するサン・ブラス島の住人は、海水上昇による島の消失によって住み慣れた場所からの移動を余儀なくされており、同国ではこの様な“気候難民”が増加している。

我が国が実施した「森林保全技術開発計画」(1994 年 1 月～1999 年 3 月)では、パナマ国全体の造林・環境保護等の技術水準の向上を目指した天然資源管理訓練センター (CEMARE) を設立し、その後 2000 年 9 月まで持続可能な開発のためのセンター (CEDES0) と名称変更をして、フォローアップ協力が実施された。その後、環境教育と市民参加活動も加わり、センターは持続可能な環境開発センター (CEDESAM) という名称のもと、現在に至る。CEDESAM は、JICA 事業によって培われた技術を活

⁵ [Segunda Contribución Determinada a Nivel Nacional CDN2.pdf \(unfccc.int\)](#)

用し、植林、アグロフォレストリー、土壌管理等の推進と住民への能力強化を行い、同国の森林資源保全推進と住民の生活の質向上に貢献している。また、同センターでは、現在まで2,500人以上の研修員の受け入れや、多数の研究文書、マニュアル作成が行われており、近年では国外からの研修員や学生の受け入れ、国際セミナー実施の要望も増加している。この様な状況下、環境省では CEDESAM を広域レベルでの研修・研究センターに位置づける計画があり、現在 IDB の資金支援で新しい施設を建設しているものの、政権交代や組織編制によるセンターの所属や所掌の変化や同省職員の人材育成不足等に大きな課題があり、新 CEDESAM 設立にかかる組織の再編成が必要とされている。

本案件は、上記プロジェクトにて設立された「持続可能な開発センター(CEDESAM)」を通じ、パナマ国における持続的な自然環境保全を促進するものであり、さらには広域レベルの研修・研究センターに発展する施設として国内の人材育成にも貢献する案件として位置づけられる。

（２）森林・気候変動セクターに対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置づけ

途上国の気候変動緩和・適応の対応能力向上に関しては開発協力大綱の重点政策として掲げられており、2022 年 7 月に茂木外務大臣（当時）がパナマを訪問した際には、外相会談において、ポストコロナにおけるグリーンエコノミー推進への具体的協力を進めることで一致している。また、対パナマ共和国国別開発協力量針（2023 年 4 月）では、「都市部における自然環境保全、気候変動における取組」が定められており、持続可能な開発センターの環境保全にかかる継続的活動は、過去に実施されてきた JICA 事業の成果であると言える。本事業では、センター職員の人材育成を実施することで、環境省の能力を更に強化し、自然環境保全にかかる同国の知見や経験について、国内外でのナレッジシェアリングを推進していくことで、広域レベルで気候変動への適応と緩和に寄与することが期待される。

なお、本事業は JICA の課題別事業戦略（グローバル・アジェンダ）においても、「自然環境保全」（クラスター事業戦略「自然環境保全」）および「気候変動」の取組みとして位置づけられている。

（３）他の援助機関の対応

現在、IDB 資金の融資により「コクレ県リオ・アト地区内調査地域における新 CEDESAM 建設の調査・設計・建設・機材整備」が実施されており、概算事業費は 4,582,514.14USD を予定している。同支援により、新 CEDESAM 施設は 2026 年度中に竣工予定である。

また、2023 年には国際熱帯木材機関（ITT0）により「パナマにおける森林モニタ

リング制度の整備及び木材の合法性トレーサビリティシステム構築支援」が開始されている。⁶本プロジェクトは、違法伐採により森林が急速に失われているパナマにおいて、流通する木材の人道的配慮・合法性・認証を確保するため、森林違法伐採モニタリング制度及び木材の合法性トレーサビリティシステムを確立し、強靱なサプライチェーンの構築を目的としている。環境省森林局を C/P とし、2025 年 3 月までの実施が予定されている。

3. 事業概要

- (1) プロジェクトサイト／対象地域名
コクレ県アントン市リオ・アト地区ファラロン（CEDESAM 本部）、および西パナマ県カピラ市エル・カカオ地区エル・カカオ（CEDESAM 支部）
- (2) 事業実施期間
2025 年 2 月～2028 年 1 月を予定（計 36 カ月）
- (3) 事業実施体制
配属機関：環境省 持続可能な環境開発センター（CEDESAM）

4. 事業の枠組み

- (1) 成果
 - 成果 1：CEDESAM の組織管理能力の強化（組織運営機能の改善）
 - 成果 2：CEDESAM を含む環境省職員の森林管理に関する技術能力の強化
 - 成果 3：森林局 と CEDESAM が実施した活動の成果を広めるための CEDESAM の能力が強化される
- (2) 主な活動
 - 成果 1：CEDESAM の組織管理能力の強化（組織運営機能の改善）
 - 活動 1－1 CEDESAM の必要性の現状と評価の分析を実施する
 - 活動 1－2 活動 1-1 で実施した分析に基づき、年間活動計画と活動ロードマップ（長期計画）を作成する
 - 活動 1－3 年間活動計画及び活動ロードマップに沿って組織の持続的な運営のための活動を実施する
 - 成果 2：CEDESAM を含む環境省職員の森林管理に関する技術能力の強化
 - 活動 2－1 CEDESAM で森林管理研修計画と研修教材を開発し、改善する
 - 活動 2－2 活動 2-1 で開発・改善された研修教材を活用し、環境省職員や主要な関係者等を対象とした研修プログラムを実施する

⁶ https://www.panama.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00605.html

活動 2－3 森林管理に関する調査研究活動の計画を立案する

活動 2－4 活動 2-3 を通じて作成された計画の実施をエリア B において
支援（実施）する

成果 3：森林局 と CEDESAM が実施した活動の成果を広めるための
CEDESAM の能力が強化される

活動 3－1 森林局と CEDESAM が実施した活動の成果をパナマ国民に広め
るための計画を作成する

活動 3－2 計画の実施を支援する

5. 備考

特になし

以上